

簡易株式交換公告

平成 26 年 5 月 27 日

株主および債権者 各位

京都市中京区壬生花井町 3 番地
日本写真印刷株式会社
代表取締役社長 鈴木 順也

当社は、平成 26 年 5 月 9 日(金)開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 30 日(月)を効力発生日として、エフアイエス株式会社(住所:兵庫県伊丹市北園三丁目 36 番 3 号)を当社の完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 3 項に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を経ずに決定しております。

記

1. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、本株式交換に反対する株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. 会社法第 797 条第 1 項および第 5 項の規定に基づき、本株式交換に反対し株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。
3. 会社法第 799 条第 1 項の規定に基づき、本株式交換に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出ください。
4. 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
当社:金融商品取引法に基づく有価証券報告書を提出済み
エフアイエス株式会社:掲載紙 官報

掲載の日付 平成 26 年 5 月 20 日

掲載頁 64 頁(号外第 110 号)

以上